

平成 16 年 8 月 9 日

中央環境審議会
施策総合企画小委員会
委員長 森島 昭夫 殿

委員 永利 新一

8 月 6 日の第 10 回施策総合企画小委員会に所要のため欠席いたしましたため、同小委員会において提示された「地球温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間取りまとめ（素案）」について、下記のとおり書面にて意見を申し述べます。よろしくお取りはからいください。

記

<全体>

素案では、「こういう指摘があった」と議論を紹介する部分がある一方で、税の導入を前提に、その有効性について断定的に記述している部分も見られるが、いまだ小委員会においては、温暖化対策税を導入すべきとの結論には至っておらず、温暖化対策税の導入を前提とした記述は、これまでの議論を整理したもの、という本中間とりまとめの位置づけと異なるものである。したがって、今回の中間取りまとめにおいて、温暖化対策税の導入を念頭においた記述は削除すべきである。

<各論>

1. 温暖化対策税と他の施策との比較

素案では、公平性、効率性、確実性の 3 つの視点から温暖化対策税は十分検討に値する有力な施策であるとしているが、各施策との比較において、税が検討に値するだけの優位性を持っていることについて十分な説明がなされていない。特に、なぜ税を導入すると、所定の排出削減目標を達成することができるのか、疑問である。税は排出削減や技術革新のためのインセンティブが継続的に働き続けるというが、新たな税の導入は、我が国の国際競争力を低下させ、企業の活力を削ぐものであり、排出削減について確実性があるとは思えない。「温暖化対策税は、この 3 つの視点に照らしても、十分検討に値する有力な施策である」としている部分は削除すべきである。

2. 温暖化対策税の効果

(1) 価格インセンティブ効果

素案では、温暖化対策税は価格インセンティブ効果を有しているとする一方で、相対的に低い税率の設定について記述しているが、専門委員会報告にある、ガソリン1リットルあたり2円の課税が消費者にどの程度のインセンティブを与えるか、検証がなされていない。上流課税では価格インセンティブ効果が期待できない旨の指摘については記載があるが、低い税率設定の場合の価格インセンティブ効果の有無については何ら言及がなされていない。

(2) アナウンスメント効果

「温暖化対策税を導入する」ということ自体が、なぜ温暖化対策を急速に普及させる原動力になるのか、理解できない。アナウンスメント効果とはいったい何を示しているのか不明であり、削除すべきである。

3. 温暖化対策税についての論点

(1) 国際産業競争力への影響、産業空洞化問題

素案では、温暖化対策税によるエネルギーコストの上昇は、様々な要因の中で大きな比率を占めるものとは考えにくいとしているが、多くの企業は、精一杯の効率化とコストダウンにより、経営を何とか継続させている。そうした中でエネルギーコストが上昇することは、企業の固定費負担を増加させ、結果的に、新規投資の抑制、雇用の圧縮、技術開発の停滞を招き、企業活動の縮小を招来することになる。企業経営の実態を十分認識すべきである。

(2) 既存エネルギー関係諸税との関係

既存エネルギー関係諸税との関係に関して、温暖化対策税が、既存の税とは別の形での追加的施策として提案されているとの記載は、既存税との関係を明確にしないまま、「はじめに新税ありき」を示すものである。税を課すということは、国民に対し強制的に負担を求めることであり、既存税との関係について不明確なままでは、国民は納得しない。

以 上